

5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和6年度）

降 任	免 職	休 職	降 給
0人	0人	68人	0人

（注） 1 分限処分とは、公務の能率を維持し、公務の適正な運営を確保するため、勤務実績が良くない場合や心身の故障により長期の休養を必要とする場合などに、職員の意に反して行うものです。

2 フルタイム会計年度任用職員の実績はありません。

(2) 懲戒処分の状況（令和6年度）

戒 告	減 給	停 職	免 職
3人	2人	3人	2人

（注） 1 懲戒処分とは、職員に、法令等違反や全体の奉仕者である公務員としてふさわしくない非行があった場合などに、公務員関係の秩序を維持するために制裁として行うものです。

2 フルタイム会計年度任用職員の実績はありません。